

令和6年度 放課後子ども教室の運営について（案）

	令和6年度	現行
利用対象	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の小学校（公立・私立）に在籍する児童 ・町内に居住しサミットアカデミーエレメンタリースクール佐久に在籍する児童 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の小学校（公立・私立）に在籍する児童
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に「放課後子ども教室推進事業登録簿」を利用児童館に提出する。 ・利用する月の前月までに利用予定表を提出する。 ・提出した利用予定表に変更が生じた場合は電話又は支援システムにて連絡する。 ・学校休業日（学校以外の場所から来る日）の利用の際は帰宅連絡票を持参する。利用前日までは支援システムでの連絡も可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に「放課後子ども教室推進事業登録簿」を利用児童館に提出する。 ・利用する月の前月までに利用予定表を提出する。 ・提出した利用予定表に変更が生じた場合は電話にて連絡する。 ・学校休業日（学校以外の場所から来る日）の利用の際は帰宅連絡票を持参する。
開設日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館休館日（日曜日、祝日、年末年始の日）を除いた日 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館休館日（日曜日、祝日、年末年始の日）・土曜日・お盆期間を除いた日
開設時間	<ul style="list-style-type: none"> ○通常利用 ・平日の放課後～午後6時まで ○保護者の就業又は介護等の理由（※1）で希望のある場合は ・平日：午後6時～午後6時30分 ・学校休業日：午前8時30分～午後6時30分 ※私立小学校の学校休業日は開設時間を延長して対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常利用 ・平日の放課後～午後6時まで ○保護者の就業又は介護等の理由（※1）で希望のある場合は ・平日：午後6時～午後6時30分 ・学校休業日：午前8時30分～午後6時30分

保護者の就業 又は介護等の 理由(※1)の 確認	・保護者からの申出(利用予定表・ 帰宅連絡票等)による。	・保護者からの申出(利用予定表・ 帰宅連絡票等)による。
保護者との情 報伝達方法	・口頭、電話、支援システム	・口頭、電話